

## 令和4年度兵庫県障害福祉審議会第2回不服審査部会議事概要

- 1 日 時 令和5年3月17日（金） 午後3時～
- 2 場 所 兵庫県民会館B101会議室
- 3 出席者 不服審査部会委員 4名
- 4 議 事

### （1）R2-2 案件

事務局から資料説明を行った後、審議を行った。

〔審議結果〕

審査請求は棄却するべきである。

〔理由〕

- 脊髄小脳変性症は進行性の疾患であり、診断書をみても症状が重くなっているのは明らかであるが、本件の支給決定処分においては、支給量及び支給決定までのプロセスは妥当である。

〔補足事項〕

審査請求人は進行性の疾患のため、進行度合いに応じて処分庁は適切に対応するように付言すべきである。

### （2）R2-5 案件

事務局から資料説明を行った後、審議を行った。

〔審議結果〕

審査請求は認容するべきである。

〔理由〕

- 障害支援区分の認定調査項目1-9移動について、医師意見書では前回と今回を比較して医師意見に変化がない。また、認定調査員が記載した特記事項を見ても前回から改善しているとは言えず、移動時は外部の刺激が多くいつ不穏になるか分からないことを勘案すると、全面支援から部分支援に判定を変更したことは適切とはいえない。
- 障害支援区分の認定調査項目2-1食事について、外部の刺激が少ないことから、判定に誤りがあったとまではいえないが、家族の支援が前提となっており、今後の家族の負担を鑑みると配慮が必要。
- 認定調査項目1-9移動が部分支援から全面支援に変更となると、一次判定結果は区分6となることから、本件処分は不適切であったといえる。